

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

すべての人が性別に関わらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した形で男女共同参画社会を推進していくことが重要となっています。

里庄町では、平成30（2018）年3月に「第3次里庄町男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会」を実現するため“すべての人が輝き みんなの笑顔があふれるまち 里庄”を基本理念として、各種施策の推進に努めてきました。

この間、少子高齢化や人口減少の加速、不安定な経済状況などの影響もあり、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によりテレワーク等の柔軟な働き方が急速に普及した一方で、非正規雇用者の雇止め等による貧困の拡大や家庭生活における女性の負担の増大などが指摘されており、男女共同参画の視点を踏まえた取り組みのさらなる充実が求められています。

こうした変化の中で、国は令和2（2020）年より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の順次改正を進めており、また令和4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）を公布しています。

こうした流れを踏まえ、平成30（2018）年3月に策定した「第3次里庄町男女共同参画基本計画」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や国・県等の方針に対応するとともに、まちづくりについてのあらゆる分野に関わるものとして、「第4次里庄町男女共同参画基本計画」を策定しました。



## 2. 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

近年では平成 22（2010）年の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー<sup>1</sup>問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の 4 機関を統合して平成 23（2011）年に「ジェンダー平等と女性のエンパワメント<sup>2</sup>のための国連機関（UN Women）」が正式に発足されました。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

また、平成 27（2015）年には「北京宣言および行動綱領」の採択から 20 年に当たることを記念し、「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。ここでは、「北京宣言および行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

同年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

令和 4（2022）年に「世界経済フォーラム」により公表された「世界男女格差報告書」では、日本の「ジェンダー・ギャップ指数（GGI：世界各国の男女格差を測る指数である）」は 146 か国中 116 位となっており、男女平等参画に強力に取り組む必要があることが明らかになりました。

#### ■男女共同参画に関する主な世界の動き

年	できごと
昭和 50(1975)年	国際婦人年世界会議で「世界行動計画」の採択
昭和 54(1979)年	「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60(1985)年	第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7(1995)年	第4回世界女性会議「北京宣言および行動綱領」採択
平成 12(2000)年	国連特別総会「女性 2000 年会議」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）採択
平成 22(2010)年	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）
平成 23(2011)年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）正式発足
平成 27(2015)年	第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
令和 3(2021)年	「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」の公表（日本は 156 か国中 120 位）
令和 4(2022)年	「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」の公表（日本は 146 か国中 116 位）

1 ジェンダー：生物学的意味合いから見た男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いから見た男女の性区別のことをいう。

2 女性のエンパワメント(Empowerment)：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

## (2) 日本の動き

これまで、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、関連するさまざまな法制度等の整備が進められ、平成 25（2013）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改められました。同年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、施策の推進に関する基本的な事項が定められており、市町村においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされています。

平成 27（2015）年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が成立し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取り組みが進められています。平成 30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、働く場での女性の活躍や政治の場における男女の機会均等が目指されています。平成 31（2019）年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、令和 2（2020）年には「改正労働施策総合推進法」が施行、令和 4（2022）年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）が改正されており、男女双方にとって働きやすい環境の整備が推進されています。

一方、人口減少及び未婚化の進行や人生 100 年時代の到来によるライフスタイルの変化、新型コロナ禍における女性の抱える困難の顕在化など、対応すべき課題は数多くあります。こうした状況を踏まえ、国際社会と協調しながら、国民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を目指すため、令和 2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### ■男女共同参画に関する主な国の動き

年	できごと
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
平成 17(2005)年	「第2次男女共同参画基本計画」策定
平成 22(2010)年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成 25(2013)年	「DV防止法」改正
平成 27(2015)年	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍推進法」施行
平成 30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
平成 31(2019)年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行
令和 2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」策定 「改正労働施策総合推進法」施行 「女性活躍推進法」改正
令和 4(2022)年	「育児・介護休業法」改正 「困難女性支援法」成立

### (3) 岡山県の動き

岡山県では、平成3（1991）年の「第4次岡山県総合福祉計画」の策定において、基本計画の中で初めて「女性」が項目として設置され、県政の重要施策として位置付けられました。その後、平成5（1993）年には、女性に関する行政を専門に担当する部署として「女性青少年対策室女性政策課」が新設されました。平成8（1996）年には「第5次岡山県総合福祉計画」において女性行政の基本方向を定めました。

平成9（1997）年には、「男女共同参画推進本部」が設置され、平成11（1999）年には、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合的拠点施設として、情報の提供、各種講座事業、相談事業、就業援助事業等を行う「岡山県男女共同参画推進センター」を開設しました。このセンターは「男女がともに」という意味を込めて愛称が「ウィズセンター」となっています。

平成13（2001）年には、「おかやまウィズプラン21」を策定するとともに、男女共同参画を総合的かつ計画的に促進し、男女共同参画社会を実現することを目標とした「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が施行されました。

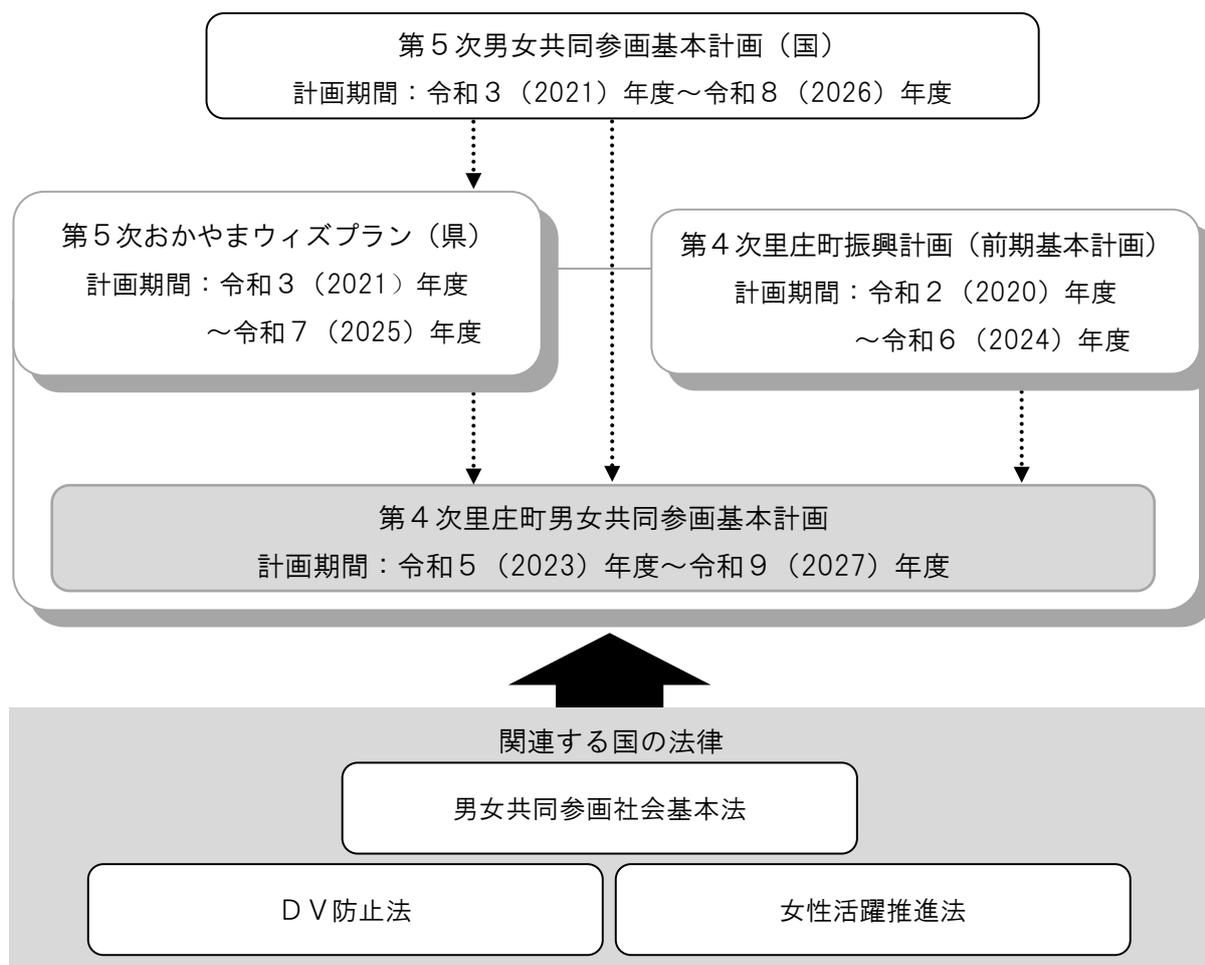
また、平成18（2006）年に「新おかやまウィズプラン」、平成23（2011）年に「第3次おかやまウィズプラン」、平成28（2016）年に「第4次おかやまウィズプラン」を策定し、さまざまな取り組みを推進してきました。また、令和3（2021）年には、これまでの取り組みや課題を踏まえ、「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。



### 3. 計画の性格と位置付け

本計画は、「里庄町男女共同参画推進条例」に基づく町の基本計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」、岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」、里庄町の「第4次里庄町振興計画（前期基本計画）」、「第3次里庄町男女共同参画基本計画」及びその他の関連計画との整合性を図ったものとします。

また、本計画の一部をDV防止法第2条の3第3項に基づく「里庄町DV防止基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「里庄町女性活躍推進基本計画」と位置付けます。



### 4. 計画の期間

この計画の期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。また、その間の社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 5. 計画策定に当たっての資料

### (1) 男女共同参画に関する町民意識調査

計画の策定に当たって、里庄町における男女共同参画の実態や男女共同参画に対する考え方を把握するため、「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

#### ■男女共同参画に関する町民意識調査結果概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の男女（無作為抽出）				
調査数	2,000件				
調査期間	令和4（2022）年9月27日～同10月11日				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	580件	計685件	回収率	34.2%
	WEB	105件			

### (2) 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

計画の策定に当たって、町内事業所における男女共同参画に関する活動の状況や制度、今後の方向性を把握するため、里庄町の事業所30社を対象に、「男女共同参画に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

#### ■男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果概要

調査対象者	町内の事業所または本社・本店、支店、営業所等を持つ事業所（無作為抽出）				
調査数	30事業所				
調査期間	令和4（2022）年9月27日～同10月11日				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	13件	計16件	回収率	53.3%
	WEB	3件			

### (3) 里庄町男女共同参画推進審議会での意見

学識経験者や公募委員等10名で構成された、里庄町男女共同参画推進審議会において協議を行いました。

### (4) 庁内ヒアリング調査

庁内各課を対象に、男女共同参画に関する課題や取り組みを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

### (5) パブリックコメントによる意見

本庁及びホームページにおいて、令和5（2023）年2月8日から2月22日まで、広く町民等から本計画における意見を募集しました。

### (6) 里庄町及び岡山県、国の関連計画や各種統計データ

里庄町の「第4次里庄町振興計画（前期基本計画）」をはじめ、「第3次里庄町男女共同参画基本計画」や岡山県・国の関連計画、統計データ等を用い、男女共同参画に関する里庄町の特徴を探りました。